

職発0408第5号
平成23年4月8日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

派遣労働者、派遣元事業主及び派遣先に対する
ハローワークの特別相談窓口の周知について

東日本大震災による影響を受けた労働者や事業主に対しては、被災地を含む全国のハローワークに設置した「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口（以下「特別相談窓口」という。）において、既にそのニーズに応じた相談援助を行っていただいているところである。

特別相談窓口においては、雇用維持、雇用保険等に関する相談や職業紹介等に対応していただいているが、派遣労働者、派遣元事業主及び派遣先からの相談も今後多くなることが想定される。

こういった方々から寄せられる労働者派遣に関する相談についても、特別相談窓口で受け付け、必要に応じて関係機関の窓口を紹介する等適切に対応していただくとともに、特別相談窓口について、派遣労働者、派遣元事業主及び派遣先に積極的に周知していただくようお願いする。

また、特別相談窓口で労働者派遣に関する相談を受け付けていることについて、別添のとおり周知用のリーフレットを作成したので、その周知に当たって活用されたい。

東日本大震災による影響を受けた

派遣労働者の方々、派遣元・派遣先の方々へ

震災の影響に伴う労働者派遣に関するご相談については、

**ハローワークの特別相談窓口でも
受け付けます。**

労働者派遣に関連する下記のようなご相談をお受けし、
必要に応じて関係窓口をご紹介します。

(ご相談の例)

【派遣労働者の方】

- ・「休業してくれ」と言われたが、このままで大丈夫なのか。
- ・「今後解雇する予定」と言われたが、どうすればよいか。

【派遣元事業主の方】

- ・派遣先の事業が継続困難になったが、派遣先には給与分の補償の請求などができるのか。
- ・派遣労働者の雇用を維持したいが、派遣会社が使える支援策はどのようなものがあるのか。

【派遣先の方】

- ・派遣元に派遣契約の中途解除を申し込みたいが、補償などを支払わなければいけないのか。
- ・派遣契約は解除せず、一時的に派遣を停止をしてもらいたいが、どのようなことに気をつければよいか。

「特別相談窓口」は、被災地を含む全国のハローワークに設置されています。
最寄りのハローワークでご確認下さい。

なお、労働者派遣に関するご相談は、各労働局の需給調整事業担当課でも受け付けています。

小さなことでもご相談下さい



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）